

平成 3 年 7 月 2 日付け 3 動検甲第 910 号
平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 701 号（一部改正）
平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号（一部改正）
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1334 号（一部改正）
令和 5 年 3 月 24 日付け 4 動検第 1322 号（一部改正）

ふん及び尿の輸入検査要領

ふん及び尿の輸入検査は、本要領に定めるほか、平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号「畜産物の輸入検査要領について」による。

1 定義

この要領において「ふん」及び「尿」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号、以下、「規則」という。）第 45 条第 4 号のふん及び尿をいう。

2 輸入検査

(1) ふん

ア 輸入検査申請書の提出

家畜防疫官は、ふんを輸入しようとする者に対し、輸入に先立ち、必要な書類を添付の上、規則第 49 条の輸入検査申請書を輸入港を管轄する動物検疫所に提出させる。

イ 検査場所

ふんの検査は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号、以下、「法」という。）第 40 条第 3 項本文の場所において行う。

ウ 精密検査

家畜防疫官は、輸入申請に係るふんが、輸出国との間で合意された加熱処理等に係る家畜衛生条件を満たさない場合、別表に基づき精密検査を実施する。（実施に当たっては、昭和 52 年 6 月 2 日付け 52 動検甲第 747 号「輸入飼料用蒸製骨粉の炭疽菌検査実施について」及び昭和 42 年 8 月 26 日付け 42 動検甲第 1437 号「輸入家きん肉の検査強化について」を準用する。）

エ 検査に基づく処置

（ア）家畜防疫官は、別表に掲げる動物の種類の区別により申請者（又は輸入者、以下同じ。）に対し、ホルマリンガスによる外装消毒を指示し、又は自ら行う。

（イ）家畜防疫官は、前記 2 の（1）のウの精密検査の結果、別表の検査対象疾病の病原体が検出された場合は、申請者に対し酸化エチレンガス（以下、「EO ガス」という。）による消毒を指示し、又は自ら行う。（実施方法については昭和 44 年 12 月 22 日付け 44 動検第 1345 号「輸入畜産物に対する酸化エチレンガス消毒の適用について」による。）

ただし、水分含有量が多い等のため EO ガスによる消毒の効果が期待できないものについては、申請者に対し、焼却、埋却又は返送等の指示をする。

オ 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、法第 40 条に基づく検査及び 2 の（1）のエの検査に基づく処置の結果、当該ふんが家畜の伝染性疾病的病原体をひろげるおそれがないと認めたときは、

輸入検疫証明書を交付する。輸入検疫証明書を書面により直接交付する場合は「畜産物の輸入検査要領」（令和５年３月２４日付け４動検第１３２２号）に準じて行う。

(２) 尿

ア 偶蹄類の動物の尿については、昭和５５年２月４日付け５５動検甲第１０４号「偶蹄類の動物の血液輸入について」を準用する。

イ 鼻疽又はアフリカ馬疫の発生地域から輸入される馬の尿については、前記通達中規則第４３条の表の１の地域から輸入される偶蹄類の動物の血液の取扱いを準用する。

別 表

ふんの輸入検疫対応

輸入検疫対応 動物の種類		外 装 消 毒	家畜衛生条件を満たさない場合		
			精 密 検 査	検査対象疾病	精密検査の結果左記 疾病の病原体が検出 された場合の処置
偶蹄類 の 動 物	規則４３条の表の地域	○	○	炭 疽	ＥＯ消毒
	上記以外の地域				
馬	鼻疽又はアフリカ馬疫 の発生地域	○	○	炭 疽	ＥＯ消毒
	上記以外の地域				
家禽	高病原性鳥インフルエンザ、家禽コレラ又は ニューカッスル病の発生地域	○	○	高病原性鳥イン フルエンザ、家 禽コレラ、ニュー カッスル病	ＥＯ消毒
	上記以外の地域				